

東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会

第46回議事録（案）

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会（第46回）
議事次第

日時：2022年3月23日（水）15:00～17:02

場所：ホテルイースト21 3階 永代の間

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 2021年度下期の操業状況
- (2) 2021年度 東京PCB処理事業所 長期処理計画（改訂版）
- (3) 設備保全の状況
- (4) 東京PCB処理事業所の解体撤去における今後の対応
- (5) その他

3. 閉 会

○事務局 定刻となりましたので、第46回環境安全委員会を開会したいと思います。

本日、織委員、森口委員、浅沼委員におかれましては、ウェブにて参加ということになっております。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

まず、ウェブ会議システムによる参加者の皆様にお願いがございます。音声は常にミュートの状態にしておいてください。発言する際はお声がけいただきまして、中杉委員長より発言を求められた際にミュート解除をお願いいたします。よろしくお願いたします。

なお、豊洲地区長会 自治会連合会 副会長の櫻井委員は都合により欠席と伺っております。

JESCOにつきまして、本年1月1日付で人事異動がございました。御紹介させていただきます。

山本特別調査役でございます。よろしくお願いたします。

また、本日は公務多忙の中、環境省 関東地方環境事務所 資源循環課の橋爪課長補佐に出席いただいております。よろしくお願いたします。

それでは、開催に当たりまして、まず、JESCO事業担当取締役より御挨拶をさせていただきます。

○JESCO 一言御挨拶申し上げます。

本日は、委員長をはじめ、委員の皆様、それと、環境省様から、お忙しい中御出席をいただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願いたします。

前回は10月26日でございますので、今年度3回目の開催でございます。

まず、新型コロナの状況でございますけれども、この1月2月はやはりかなり出たものですから、JESCOにおきましても東京事業所も含めまして、本社、その他でかなり陽性者が出てきております。ただ、日頃から感染防止の対策をしっかりとってきておりますので、事業所の中でクラスターであるとか、あるいは操業に支障が出るという事態は避けられているところでございます。若干小康状態になっておりますけれども、引き続き感染防止対策についてはしっかりと取ってまいりたいと考えております。

本日の会議でございますけれども、下期の操業状況、それから、今後の処理の方法、長期処理計画について御説明を申し上げますけれども、さらに本日につきましては、今後の解体撤去についてどう取り組んでいくかということも御説明をさせていただきます。東京事業所の処理が終わりましたら解体撤去するということになっておりますので、今からその準備を進めるということでございます。来年度、2022年度が計画的処理完了期限でございますので、これに向けて今分かっているものについてはしっかりと処理をしていく。また、来年度になりまして発覚したものについては、速やかに年度の中で処理できるように対応していくということで進めてまいり所存でございます。

また、2023年度以降につきましては、今後示されます国の方針に従って対応するというところで考えております。

処理終盤で処理量が減ってきておりますけれども、安全第一で操業を続けてまいりたいと思っておりますので、引き続き御指導をよろしくお願いたします。

○事務局 それでは、以降の議事進行につきましては、委員長にお願いたします。

○委員長 第46回、今年度3回目ということでよろしくお願いたします。

議事次第に従って進めていただきたいと思います。

最初に、ウェブで参加する先生方は、事務局からの話にあったように、私が発言を求めてから

ミュートを切るということなのですが、実際には私が発言を求めるのは、手を挙げておられる方になります。私のほうで手を挙げているかどうか、何とか分かるのですけれども、これは事務局側で見ていただきます。手を挙げていただくか、あるいはそれでも気がつかない場合は、私が発言を求める前にミュートを切っていただいて、その旨を申し出ていただくという形で進めたいと思いますよろしく願いいたします。

それでは、議事に入る前に、配付資料の確認を事務局からお願いします。

○事務局 恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

席上に配付しておりますクリップ留めの2つの資料があると思います。まず、上の資料から説明させていただきます。

一番上、環境安全委員会の議事次第でございます。その裏側が本日の席図でございます。

次に、表面が委員名簿、裏面が環境省並びにJESCOの名簿になってございます。

次からが資料でございます。

右上に資料1と書いております「2021年度下期の操業状況」で、クリップ留めで14ページまでございます。

その資料としてA4の表があります。「2021年度環境モニタリング結果一覧表」です。これは資料1の別紙1ということになります。

続きまして、資料2もクリップ留めで「長期処理計画（改訂版）」でございます。

次が資料2の別紙1で「5事業地域それぞれの処理対象量の増分と処理の見通し」です。

続きまして、資料3で「設備保全の状況」でございます。A3を折ったものがついております。

続きまして、資料4で「解体撤去における今後の対応」ということでございます。

次に、その他資料がございます。

その他資料1につきましては、45回の委員会の議事要旨（案）でございます。

続きまして、これは委員のみの配付となっております議事録、ちょっと厚い資料になります。

その他資料3は東京事業所の事業所だよりという形でNo.67、68の2枚をホチキス留めしております。

これが1つ目のクリップ留めの資料の御説明です。

もう一つ、クリップ留めがあると思いますが、これはこれから議事に従いまして御説明申し上げますが、これも委員のみの配付となっております。前方のスクリーンにパワーポイントで説明したいと思います。それをプリントしたものでございます。

資料の説明は以上でございます。資料の不足がございましたら事務局までお申し付けください。

○委員長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

足りない資料がありましたら御指摘いただければと思います。

それでは、議題の1番から進めていきたいと思っております。議題1「2021年度下期の操業状況」ということで、資料1と別紙1の御説明をお願いします。

○JESCO 議題1につきまして、資料1で御説明いたしたいと思っております。

前方スクリーンの画面を御覧いただきながら、お手元の資料1のほうを御参照いただければと思います。委員の皆様には今補足がありましたように、パワーポイントの資料も配付してございますので、こちらが見えにくい場合は御参照いただければと思います。

まず、スクリーンのほうにありますとおり、本日は資料1「2021年度下期の操業状況」につきましては、8項目について御報告いたします。

2021年度下期の操業状況ということで、資料1の2ページになります。画面の表1、2021年度の操業状況でございますが、今回、処理実績につきましては、2月までを実績値、3月は見込値として、年度実績予想をお示しする形で御報告したいと思います。

一番右側の計画比を御覧いただきますとおり、変圧器を除きましておおむね計画どおりです。変圧器の計画との差異は後ほど御説明したいと思います。

1) といたしまして、水熱設備の稼働状況になります。先ほどの表1の上側の水熱設備のところを拡大したのになります。水熱分解設備はNo.1からNo.3の3系列がありますけれども、PCB油の処理を行っております。運転状況につきましては2基運転で安定的に稼働しております、計画比では99%でありました。

2) 変圧器の処理状況になります。資料1では3ページの上側になります。折れ線グラフが累積処理量になりまして、青の点線が計画値、138台ということです。それから、緑の線が実績値になります。変圧器138台に対しまして実績予想は78台ということで、60台の差異がございました。緑の四角の中にお示ししております。45台が低濃度ということが判明したことによりましてJESCOの対象外になりました。それから、残り15台につきましては分析確認中ということで、来年度処理計画に盛り込みました。その後、分析結果については既に出ておりまして、15台全てが低濃度と判明いたしております。ということで、結果的には60台は低濃度ということでJESCOの対象外になりまして、結果的に78台というところは計画どおりに処理ができたということでもあります。

3) コンデンサーの処理状況です。資料の3ページの下側になります。図2に示しますとおり、処理実績予想は計画どおり7,000台の処理を終わらせる見通しになってございます。

資料1では一番上のほうで文書だけの説明になるのですが、4) 廃PCB油の処理状況ということで、廃PCB油はリン含有PCB油を除いたものですが、年度処理実績予想は計画11トンに対しまして10トンで、おおむね計画どおりという状況でございます。

5) でリン含有PCB油の処理状況になります。リン含有PCR油の処理実績予想は計画どおり157トンということで、今年度末までに全処理対象は287トンありましたけれども、完了できる見込みになっております。

2ポツ目のところを、お手元の資料1の記載のほうで御説明したいと思います。資料1の4ページの、なお以下のところの文章ですけれども、ここを読み上げさせていただきます。保管事業者様より3月8日の搬入を最後に、リン含有PCB油を保管タンクからドラム缶へ抜き出すことができなくなり、底部にスラッジが残っている旨の連絡を受けています。スラッジは保管事業者様がタンクから抜き出してドラム缶に回収し、ほかの事業所で処理されることとなりますけれども、上積み液が生じた場合には、2022年度に東京事業所で処理する予定としております。具体的な内容は今後、保管事業者様と協議していくこととしております。

2番としまして「PCB廃棄物の搬入・搬出・処理」の状況です。表1が毎月の搬入車両台数になります。1) としてPCB廃棄物搬入車両の状況ということで、大体月に70～90台ぐらいということで、平日搬入しておりますので、定期点検の4月、5月を除きますと、毎日4～5台の搬入があるという状況でございます。関係法令、収集・運搬ガイドライン、GPSによる監視などによりまして、安全最優先で運搬されている状況でございます。

(1) としまして、低濃度汚染物の無害化処理認定施設への搬出実績でございます。PCB濃度が5,000ppm以下の低濃度汚染物につきましては、東京都様、江東区様との間で搬出は月6台以下、搬出数量は約30トン以下という運用を取り決めていきまして、2021年度下期につきましては、こ

の取り決めの範囲内で処理を行っております。

(2) で廃アルカリ液(低濃度PCB)でありますけれども、無害化処理認定施設への搬出実績になります。廃アルカリ液はリン含有PCB油の前処理に伴って発生するPCB濃度が5,000ppm以下のものになります。この搬出につきましても東京都様、江東区様とのお約束で月4台以下、33トン以下ということを取り決めておりまして、その範囲内で搬出を行っております。

(3) といたしまして高濃度汚染物の北海道事業所への搬出実績になります。高濃度汚染物のうち、東京事業所では処理が困難なものにつきましても、北海道事業所で処理できるようになっております。北海道事業所での最大の受け入れ量は160トンということになります。2021年度2月までの実績につきましても、年間計画25トンに対しまして17トンという実績になっております。

3) としまして、二次廃棄物の事業所内での処理実績になります。工事廃材等で金属類、プラスチック類が出てまいりますけれども、洗浄処理を踏まえまして有価売却、あるいは産業廃棄物として委託処理を行っているもので、2月までの実績で24トンということになっております。

お手元の資料1の6ページを御覧ください。こちらは表3に二次廃棄物の搬出状況ということで、今年度下期の低濃度汚染物、廃アルカリ、高濃度汚染物の一回一回の搬出内容を示しております。御参照いただければと思います。

4) といたしまして他事業所で発生した二次廃棄物、具体的には廃粉末活性炭の処理状況になります。表4の赤枠の中は2021年度の実績予想になりますけれども、大阪事業所からの廃粉末活性炭の処理が25トン、累計では175トン、85%の処理が今年度までに終了する見込みです。

次は3としまして、排出源モニタリング及び敷地境界での測定結果ということになります。資料1では8ページになります。これらのモニタリング結果につきましても、毎月東京都様、江東区様へ報告をしております。図4につきましても測定位置を示したものになります。

まず、1) 排気・換気になります。表5にPCB、ダイオキシン類の測定結果を示しましたが、全て環境保全協定値を下回りまして、良好な状態を維持しております。

次に2) 排水になります。こちらにつきましても表6でお示ししましたとおり、PCB、ダイオキシン類、その他の測定結果は全て環境保全協定値を下回りまして、良好な状態を維持しているところでございます。

3) 敷地境界の大気質PCB濃度になります。資料1では9ページの上側です。表7の敷地境界の大気質PCB濃度につきましても、四半期に1回測定を行っております。直近4回の測定結果は、2か所で全て定量下限値0.0005mg/m³未満ということで、暫定濃度を下回っているという結果でございます。

表8が敷地境界のダイオキシン類濃度の結果になります。年平均値は右から3つ目の欄ですけれども、こちらで言いますと、管理指標としております環境基準の0.6pg-TEQ/m³以下となっております。

図5は敷地境界のダイオキシン類濃度の推移になります。夏に濃度の高い傾向は継続しておりますので、引き続き推移を注視していくこととしております。

3) 雨水です。PCBとダイオキシン類の測定結果になります。全て環境保全協定値の自主管理目標値を下回っている結果でございます。

こちらは雨水ダイオキシン類濃度になりますけれども、こちらにも夏に濃度が高い傾向でございますので、引き続き推移を注視します。

お手元に配付しました資料の別紙1、こちらのほうに環境モニタリング結果の一覧を添付して

おりますので、詳細データはこちらで御確認いただければと思います。

4番としまして、運転時のトラブル状況とその対応ということになります。結果としましては、2021年度、これまでにトラブルの発生はありません。トラブル防止の取組といたしましては、標準作業手順書をしっかり遵守する。あるいは巡視点検によるトラブルの予兆管理をしっかりとやっているなど、適切な設備保全等を徹底してやっております。それから、東京事業所のトラブル事例の研修等を行って再発を防止する。他事業所のトラブルを本社から水平展開など、しっかりと確認を行っていくといったような取組を着実に実施しているところでございます。

ここからは、5番としまして作業従事者の労働安全衛生についてになります。資料1では11ページになります。

1)として作業環境の維持向上になりますが、こちらはPCBを取り扱う3か所の作業場の環境測定結果は、労働安全衛生法に定める第1管理区分で良好な状態が保たれているという状況でございます。

また、JESCOと運転会社でワーキンググループを設置して、作業環境の維持・向上に取り組んでいるところでございます。

2)が血液中PCB濃度の測定に基づく作業者の健康管理になります。作業従事者の血中PCB濃度は基準値で25ng/g-血液になりますが、全員がクリアしている状況でございます。東京事業所ではさらに厳しい自主管理目標を定めまして、10ng/g-血液ということで定めておりまして、現在超過者は1名です。2017年よりPCB暴露がない作業に従事させて経過観察を行っているところであります。

6番として、ヒヤリハット活動の状況であります。作業員個々の危険予知の感性向上のため、できるだけ多くのヒヤリハット報告を呼びかけております。また、ヒヤリハットの経験から気づいたリスクへの改善提案を作業員に促す取組を実施しておりまして、作業安全の向上を図っているところであります。

7番としまして、教育・訓練等の実施状況になります。

1)安全教育・訓練の実施状況になります。全員が受講する教育訓練・研修のほかに、職種、経験、職長、担当者、そういうレベルに応じた研修カリキュラムを立てまして、年間を通じて計画的に取組を行っているところであります。

2)としまして、総合防災訓練の実施状況です。資料1では12ページの上側、表10になります。11月29日に深川消防署と合同訓練を実施しております。東京都様、江東区様にも参加いただいております。また、近隣企業等と一緒に避難訓練も併せて実施しております。地震、漏えい、けが人、火災発生を想定した訓練を実施しております。

表11になりますけれども、夜間、休日はJESCO社員がいない時間帯になりますので、運転会社の当直体制で操業時に緊急事態が発生したということを想定した情報連絡訓練になります。年3回を予定しておりまして、4月、9月に続きまして、12月22日に実施しております。おおむね1時間以内に情報連絡が届くことを確認しております。

こちらは緊急異常時脱圧訓練ということで表12に示しておりますけれども、2020年10月に発生しました蒸気漏えいトラブル対策としまして、対応マニュアルを作成しております。今回、夜間、休日に蒸気漏えいが発生したことを想定しまして、実践的な訓練を計画して、当直が4班ありますけれども、各班計4回、10月から11月に実施しております。

こちらは夜間・休日防災訓練ということで、夜間・休日、運転会社の当直体制の中で緊急事態

が発生した場合の防災訓練になります。地震、漏えい、火災を想定した訓練で、こちらにつきましても当直全4班を対象に、12月から3月に実施しております。

最後の御報告になります。施設の見学の状況です。新型コロナウイルス感染防止対策のために、2020年3月から見学者の受け入れを停止していましたが、昨年10月4日から再開しております。表14のとおり、2021年10月4日以降で2件11名の見学がございました。現状は非常に見学が厳しい状況にありますので、見学者用のビデオ動画を昨年8月からJESCOのホームページで公開しております。足を運ぶことができない状況の中で、設備や処理の状況を視聴できるようにしまして、少しでも多くの方々に理解を広められるよう努めているところでございます。

以上で議題1の報告を終わります。

○委員長 議題1関連で、2021年下期の操業状況について御説明をいただきました。

御質問・御意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

基本的には計画どおりにやっていて、数字が異なったのは対象外だったということ、それから、ちょっと別な形でものが残ってしまっている。これについては、当初の計画ではうまくいったのだけれども、そういう問題が起こってくるかもしれないということで、次年度以降の計画のほうに反映させていただくと伺いました。

○委員 資料の3ページの(2)変圧器の処理状況で、計画どおりではないけれども、45台が低濃度と判明したことで減ということなのですが、低濃度と判明したものについては、どこに行ったのかということが質問です。5ページの真ん中にある無害化処理認定施設に行っているのか、あるいは別の形で処理されているのかというのが一つの質問です。

もう一つ、表現上の問題だと思うのですが、8ページから始まる測定結果のもので、これは毎回出していただいていたと思うのですが、定量下限値未満であって、それが数字で表されている場合と、10ページに出てくる不検出というものがあるのですけれども、これは同じ意味でしょうか。別紙1だとNDと書いてあって、これは不検出だと思うのですが、これと定量下限値未満が同じ意味なのかそうではないのか。この辺りを統一できるのであれば統一したほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○JESCO まず1点目の変圧器の低濃度のものの扱いとしては、保管事業者さんが持っているもの、これは保管事業者の測定によって低濃度と判明したものになります。したがって、JESCOは高濃度の処理をする会社になりますので、保管事業者さんは低濃度の変圧器を無害化処理認定施設のほうに処理を委託するという形になります。JESCOの対象外になります。保管事業者さんが無害化処理認定施設に持っていくということです。15台のほうも結果的にそうになりましたので、60台全てが無害化処理認定施設で処理される形でございます。

○委員長 JESCOには入ってきていない。

○JESCO 来ておりません。

○委員長 JESCOに記録は残らない。当初の計画が変わったのは、こういう理由だということですね。そういう御説明だと思います。

○JESCO 一旦登録していただいたのですけれども、登録を取り消しています。

それから、2つ目の不検出、定量下限値未満といったところにつきましては、もう一度言葉の定義を精査いたしまして、正確にしたいと思います。

○委員長 今、不検出という言葉はあまり適切ではないので、そこは未満という表現に統一していただいたほうがいい。ほかにもそういう例が見受けられるのですけれども、不検出というのは

意味が分からないですね。

○JESCO 承知いたしました。

○委員 リン含有PCB油でお聞きしたいのですけれども、保管タンクにスラッジが残っている。このスラッジの中にPCBはかなり濃縮されているのですか。

○JESCO そういう状況だと思います。長期間保管タンクの中にありますので、保管タンクの内部の錆とかが沈降したのだらうと、液状では抜けなくなったのですけれども、リン含有PCB油を含んだ形になっている状態でございます。

○委員 スラッジについては、北海道のほうで。

○JESCO スラッジは基本的にはその他汚染物としまして、北海道事業所で処理をするのですが、恐らくかき出したときに上澄みで液の部分も出てくると思います。その部分については東京事業所で前処理を行って分解処理をするという対応だと考えています。

○委員 北海道ではどういう感じでスラッジを処理されるのでしょうか。

○JESCO プラズマで処理されるとかです。

○委員 完全に埋めてしまう。

○JESCO そうですね。

○委員 分かりました。

○委員長 そこはもっといって、東京事業所に来て、東京事業所が北海道に運ぶというのが筋みたいな感じがするけれども、直接事業者のほうで北海道事業所に送るという整理だということですよ。

○JESCO 北海道に持っていくスラッジにつきましては保管者様のほうでドラム缶に出して、そのままその他汚物という形で北海道の対象物になりますので、ドラム缶ごと北海道に行きます。北海道事業所でプラズマ処理ということで、北海道事業所の技術的なメンバーの話を聞いて打ち合わせをしております。

○委員長 よろしいでしょうか。

○委員 スラッジは今回どの程度出たのですか。

○JESCO まず、お客様のタンクの低いところから液を抜くことを繰り返していました。ドラム缶に抜いて液を処理することはやっていたのですが、3月8日の時点で抜けなくなったというのは、プラントフィルターのストレーナーに詰まるとか、そんな症状なのです。ストレーナーは100メッシュというのがあるのですけれども、そこにどうしても通らなくなったものがありますというのが今回でした。

タンクは見えないし、真っ黒なのでなかなか分からないのですけれども、保管者様のほうでドラム缶にかき出したときに、自由液が多分上にあると思いますので、そういった自由液は100メッシュでこして我々で受け入れるものは受け入れます。残ったものはドラム缶ごと北海道事業所へ持って行って、プラズマのいろいろ調整があるので、小分けして処理するのですが、そういったものを向こう側でやって、プラズマで無害化します。成分はどのようなものかは分かりませんが、真っ黒なものでストレーナーに付着しているというのは、お客様のほうから聞いております。

○委員 分かりました。

○委員長 いかがでしょうか。そのほかにもございますか。

それでは、第1の議題については特段問題がないということで、議題2の「2021年度 東京PCB処理事業所 長期処理計画（改訂版）」についての御説明をしてください。

○JESCO では御説明させていただきます。スライドのほうで資料の内容を説明するように進めます。

まず1枚目のスライドは報告になりますが、今の資料1の議題と重なるところがあります。それはちょっと重複しているわけですが、まず、こういった対象量であったかがこちら、2番で変圧器、コンデンサー、それぞれの処理量、先ほど少し触れましたが、繰り返し報告させていただきます。3番は5事業エリアの中で、東京から出すものとか受け入れるもの、そういったエリア間につきまして紹介させていただきます。

まず、東京事業所、2021年度は処分期間という最終年度になります。その期間につきまして少しここで御紹介させていただきます。2014年6月に変更されました国の「PCB廃棄物処理基本計画」におきまして、保管事業者様が当社へ処理委託を行う期間、これは計画的処理完了期限で東京都から定められております。

また、新規に発覚した高濃度PCBの廃棄物、これの処理が容易でないもの、または事業終了のための準備を行う期間として、事業終了準備期間が定められました。

続いて、2016年の8月、PCB特措法が改正されまして、原則、処分期間ということで、計画的処理完了期限より1年前までにPCB廃棄物の処理を委託することが定められる。こういった整備がされて、東京事業所の位置づけでは、処分期間が今年度の2021年度になります。計画的処理完了期限の1年前ということで、来年の2022年度が計画的処理完了期限です。その後、3年間で事業終了準備期間、こういった位置づけの中で、我々はPCB処理を行っております。

続きまして、長期処理計画の改訂につきましてですが、長期処理計画は2015年度から年1回の見直しを行っております。どのような対象量があるかという見直しをして、いつまでに終わるかというような長期処理計画を御報告しておりました。2021年度版は前回の第45回環境安全委員会ということで、昨年度の10月26日に開催して御報告をしました。

これまでは、そういった年1回の長期処理計画に対して改訂版としては、年度末の処理の状況を加えて報告するというので、対象量の見直しは行っておりませんでした。今回は処分期間にある2021年度、来年度は計画的処理完了期限という変わり目でありますので、より精度の高い対象量を求めて報告したいということで、今回の長期処理計画の改訂版では、最新の情報でJESCOの登録がどうなっているかということと、JESCOの未登録データについて精査をして処理対象量を最新のものに見直しております。

2021年10月26日の前回の環境安全委員会では、2023年度以降につきまして、事業終了準備期間内に新たに対象物が発見された場合には、その状況に応じて計画を検討すると報告をさせていただきました。

その後、環境省様のほうの第30回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会が昨年度の10月21日に行われまして、その際の資料をこちらのほうで引用させていただいております。この内容は5事業地域それぞれの処理対象量の増分と処理の見通しというタイトルになっておりまして、各事業エリアの今後の掘り起こし見込み量が提示されております。表の中に示しておりまして、それを下がっていきますと、東京エリアが371台となっております。大阪の事業エリアの廃粉末活性炭を私どもで処理しておりますので、それも合わせて関わりがあるのですが、大阪のほうも374台ということが示されております。

また、新規発掘に対応するとともに、行政代執行の日程を考慮するため、事業終了準備期間も処理を継続し、少なくとも令和5年度まで処理を継続するという方針が示されておりまして、先

ほどの表の右側3つ目です。処理完了見込みということで令和5年度末といった提示がされております。計画的処理完了期限とか、事業終了準備期間については、表の右側の2行ですが、ここは変わりなく令和4年度、または令和7年度までと書いておりますが、こういったことが国のほうから示されておりますので、これからの報告の中で、23年度以降につきましては欄を設けまして、数字はーという形で以降の資料はさせていただきます。

それでは、見直しを行った対象量について御報告させていただきます。先ほどの議題のほうでも少し触れた内容にはなります。

まず、前回の10月26日、8月1日現在のデータということで、年1回の見直しのデータを示させていただきます。その中でJESCOの登録量、登録しているものの未処理のデータを精査しまして、その中で非高濃度、非高濃度というのは低濃度であるとか、非PCBみたいなもの、そういったものはかなり古くから登録されておりますので、そういったものが残っていることがありましたので、そういったものの対象外になるものが分かりました。

また、未登録につきましては、各自治体様のほうから2月時点に最新の情報を照会いただいて、低濃度であるか、または非PCBであるか、そういったことでよく精査いただいて対象外になったもの、そういったことの変化で数字が動いております。

変圧器につきましては3,770台の登録であったものが3,764台、マイナス6台ということで対象から外れているものがあります。未登録につきましても54台から15台ということで対象外になりました。

先ほども報告がありましたが、最新のデータとして15台も低濃度、または非PCBであって、対象から外れると聞いております。こういった対象量の変化が分かりました。

コンデンサーにつきましても同じような行為をしておりますが、新たに発見されて登録というものもありますので、まず、登録のほうは942台増加しております。未登録については登録に移ったもの、または対象外になったものを含んでおりますが、521台から25台、マイナス496台という変化が起きております。3月15日現在の直近では、この25台と24台、1台出ているという状況が最新では聞いております。こういった形で対象量を見直しました。

以降、これまでの処理の対象量についての説明に入ります。

まず、変圧器のほうになります。一番左側は2020年度までの処理実績になります。変圧器は3,721台、先ほどの対象量に対してどういう割合かというのが97.6%、この表は東京事業所で処理する対象なので、北海道エリアから5台受け入れる処理をしました。あと、豊田事業エリアから30台の車載トランスを処理しました。それが含まれておりますので、先ほど示した数字と同じ数字になっておりませんが、全体で3,814台というのが右端にあります。これが東京で処理する全体の台数です。これが昨年の年度末で97.6%、2月までで52台処理しまして、3月中に処理を行うと年度で78台という計画でございました。昨日までの実績では71台投入しておりますので、順調に処理しております。

また、文科省様の状況が入ってきまして、2台の対象物があるのですけれども、どうしても2台だけが来年度に移行して、手続上間に合わないということで、2台だけ来年度ということを知っておりますので、最終的に76台になる見込みが最新になります。

右側の青いゾーンのところ2022年度の15台は未登録を計上させていただきましたが、これは今15台ということで見込んでおります。変圧器についてはそういう状況になります。

各年度の台数ベースでの推移を棒グラフと折れ線で示しております。2013年、平成25年が台数

のピークとなっておりますが、変圧器は小さいものから大きいもの、かなりの差がありますので、中盤から台数が減っておりますが、非常に大きいものを処理している。そういった事業所の変化がここでありました。台数では順調に推移しております、22年度に2台を残して処理が進んだという形になります。

続いてコンデンサーです。コンデンサーも東京事業所で処理するコンデンサーが対象になりまして、一番右側の数字は先ほど申し上げた数字に、特殊なものを北九州に処理を委託するような依頼がありますので6,925台引いた数字が8万4404となります。これが東京事業所でやる対象量になりまして、左側に行きますが、昨年度末の推移としては89.9%まで終了しました。2月までの処理プラス3月で合計7,000台の処理を今年度予定しております、ここまで計画どおりで来ております。

昨日の数字としては6,884台、残る116台で7,000に到達できると思います。順調に推移しておりますが、恐らく7,000を少し超えるぐらいで年度が終わるかなと考えております。2022年度の1,511台の中に未登録が24台で、重量不明が15台とか、多少そういうのがありますが、コンデンサーについてはこのぐらいのボリュームで来年度処理を完了させる予定とでございます。

続いて、年度ごとの推移になります。台数の最大は2018年、平成30年でありました。コンデンサーは小さいもの、大きいものがありますので、設備の状況で対象となりますが、このような推移で2021年度、7,000を超えるということで、台数としては今までで2番目の台数の処理を考えております。

続きまして、油関係です。廃PCBはリン含有PCBを除いておりますので、非常に重量は少なくなっております。対象量80トンに対して昨年度末で約70トン、今年10トンの計画で、2月末までは7トンということで順調に推移しておりますので、計画どおり処理できると考えております。

廃PCBの中には、例えばコンデンサーが低濃度なのか、非PCBなのか分析するとサンプルを取った瓶が出てきます。そういったものも出てきますので、恐らく2022年度も数は出てくるかもしれませんが、計画されているものは、ほぼ今年度で処理できます。

リン含有は先ほどお話ししましたので繰り返しになりますが、リン含有PCBというのは、PCBの中にリンがありまして、それが私どもの液処理が水熱から処理する設備なのですけれども、そこで析出物ができるということで、前処理で除去することが必要になっていました。設備を設けて処理を行ったのですが、設備ができたのが2019年に設置しまして試運転を行っております。実績として2019年は25.7トン、昨年度、2020年が124トンということで、合わせて処理をしました。残るところ、今年は157トンということで、その半数以上は今年1年間で処理しようということが計画でありました。

2月末までに140トンということで順調に推移しております、現在の処理、昨日まで終わっているのが約150トン、残すところ7トンというところまで来ましたが、先ほど申し上げましたように、保管者様のほうのタンクから液として抜け出せるものは全て完了したという状況が今現在です。残されるスラッジは保管者様のほうでドラム缶に回収して、もし上澄みが出るようであれば、受け入れて処理したいと考えます。保管者様のほうの状況では来年度になりますが、8月頃までにそういう作業をしますということをお聞きしておりますので、時期的には8月以降といったところで、ドラム缶数本が我々の対象物となる可能性があります。

エリア外、エリア間移動になりますけれども、外から私どものほうに来て処理したものです。まず、北海道エリアから来たのは超大型変圧器5台、これは処理しまして2019年度に完了してお

ります。豊田事業エリアからは車載変圧器、これは初期の新幹線の変圧器ですが、豊田エリアに多数ありましたので各エリアで処理を分担しておりますが、東京は30台ということで計画して、同じく2019年に処理が完了しております。

もう一つ、大阪事業所はまだ継続されますが、廃粉末活性炭を東京のほうで処理を受け入れているものがあります。左側のところが実績ですが、今まで150トン処理をしております、計画的には25トン、向こうから受け入れたものを処理する形で行いまして、設備としては順調に処理をしております。来年度、2022年度は31トン、先ほどの資料とちょっと数字が違うのは、受け入れたものと処理する量で違いがありまして、ここでは搬入して処理する量ということで31トン、来年度に計画しております。先ほどの国のほうの資料でありましたので、大阪事業エリアの2023年度の処理がある場合は、ある程度の数字がカウントされるのかと思っております。

次は他事業所へ依頼したものです。北九州のほうへコンデンサーを東京エリアから依頼しております。特殊なコンデンサーとか、そういったちょっと不得意なところがありましたので、7,000台をエリア間移動する目的でやっています。数字的には6,925台、2019年3月31日までに北九州のほうで処理されました。

あと、今北海道の対象物となっております安定器、その他汚染物になります。ここに示した数字で、処理が北海道エリアのほうで進んでいるという状況になります。

資料による報告は以上となります。

○委員長 資料2を御説明いただきました。

御意見・質問等をいただければと思いますが、いかがでしょう。

今の御説明を伺うと、2022年に数字が入ってきているというのは今やっているもの、大体はJESCOの未登録と登録されたもの、それと、JESCO未登録のものについて確認した部分が入った計画がここに入っている。JESCOの未登録だけれども、まだできないものがあり得るということで、そこについては、この計画の中に入っていない。だから、2023年度は-にしてゼロにはしていないと理解したらいいですね。

○JESCO 環境省様の資料をちょっと引用しましたので、もし補足がありましたら、お願いできますでしょうか。

○環境省 まず皆様様の処理が着実に進捗している状況と、東京都様を含めて、自治体の皆様方の掘り起こし調査が順調に進んでいる状況にありまして、昨年10月21日に今後の処理の見通しを御報告させていただきました。本委員会のほうに、説明していただいたことの内容の報告が遅れまして申し訳ございませんでした。

まず、掘り起こしの量なのですが、東京の事業エリアにいきますと、370台ほど掘り起こしがあるのではないかと考えてございます。これをどのように考えるかと申しますと、東京事業エリアの中で掘り起こし調査を行ってきまして、合計で18万を事業者さんに掘り起こし調査をいただいて、立ち入りの調査などしながら掘り起こしをいただいてございまして、合計で大体3,500台ほど東京の事業エリアで掘り起こしがございます。

かなりの量にはなるのですが、未回答の方々だとか、まだいらっしゃるということがございまして、北九州事業エリアとかの例でいきますと、事業が終わった後、毎月10台ほどコンデンサーが見つかるという状況になってございます。事業が終わって大体3年ぐらいたつので、合計500台ほどの数が見つかるような状況になってございまして、こういった状況にならないように、東京事業エリアとかほかのエリアには北九州事業エリアでどういう理由で掘り起

こされたのかといったことを整理しまして、それも含めて掘り起こしただいております。それでも毎月少しずつ見つかったらといった北九州事業エリアの例を踏まえますと、今、座長から御説明いただいたとおり、報告いただいているもの以外でも、少しずつ見つかるのではないかと考えるところでございます。

もう1点、今年の2月時点で、東京事業エリアはまだ使用中のコンデンサーが45台あるという状況になってございまして、こういった使用中のものをしっかりと来年度中に代執行も含めて実施しながらやっていくという計画を立てていただいている。それがどの程度順調にいくかというところもございまして、こういったところを踏まえながら、この東京事業エリアの変圧器、コンデンサー等を確実に処理しきるという意味で、この事業終了準備期間も処理を続けていきたいと考えて方針を立てさせていただいております。

私からは以上になります。

○委員長 基本的には今把握できているものについては、2022年度に持ってきていただければ処理ができるということなのですが、けれども実際にはそう簡単にはいかなくて、100%で動かすという状況にはないので、その辺がまだ分からないところがあるということですよ。

○JESCO はい。

○委員長 ということで、それが計画的処理完了期限とか、準備期間が設定されているということで御説明いただきました。

○委員 一ついいですか、23年から25年が事業終了準備期間でございまして。その間、新たにPCBの廃棄物が出てきても処理しないということですよ。そうすると、その間は今の処理装置は維持しているということですか。

○JESCO 維持しております。次の議題で使用しない設備の解体撤去に向けての報告がありますが、こういったトランスやコンデンサーが新規に発見されたときに処理するため、ちゃんと設備を維持しておきます。

○委員 維持の仕方なのだけれども、装置は定量的に動かしたときには不具合が生じると思うのですが、例えばこの期間に処理物がないと装置を止めてしまう。その状態において、何か発見されれば立ち上げるものになるのですか。

○JESCO まず、装置はトランス、コンデンサーの対象物以外にも、保管中の運転廃棄物の処理ということで、装置を稼働するための対象物があります。まず廃棄物を、東京でしっかり処理していくために、まだまだ同じ設備を動かしていきます。そういったものがもし止まって、廃棄物を迎えるときにどうするかというのは、ある程度点検整備とかをやりますので、いつでも動けるような状況にはスタンバイいたします。まず解体撤去についての廃棄物処理とか、あるいは撤去したものの処理、そういったもので設備は変わらず稼働していく予定です。

○委員 運転停止を繰り返すような装置の維持は結構難しいと思うので、特に今回の場合は、かなり時間がたっている装置ですよ。言ってみれば老朽化した装置ではないですか。それを維持するというのは結構難しいと思うので、今まで以上に気を使うことはあると思うので、ぜひ安全でお願いしたいと思います。

○JESCO 分かりました。

○委員長 PCB廃棄物を入れるのではなくて、動かし続けるという意味では、ならしておくということも必要になるかもしれません。最後の水熱分解の設備は止めてしまっていて動かすというのは結構大変なので、そういう意味での維持をしっかりというのが先生の御指摘だと思います。

○JESCO しっかり設備を維持、保全のほうも実施していきたいと思います。

○委員長 いかがでしょうか。御質問・御意見はございますか。

そのような状況だということですので、処理計画の点と能力を超えて処理しなければいけないもの、1年間で出てくるか分からないもの、ばらばらと出てきているものは北九州の事例を見ても出てきている。そこら辺をどうしていくのかというのはJESCOだけでやるような話ではないので、環境省に関わってくる中で、そういう中でどう動かすか決まってくるだろうと思います。

ウェブの先生方、よろしいですか。

○委員 全体としては順調にといいますか、特に油などについては最後のほうの年度にかなり集中的に処理をするということであったようですけれども、数字を拝見していますと、かなりいいペースで進んでいるのかなと思いました。

気になりましたのは、既に御発言がありましたように、キャパシティギリギリということではなくて、むしろ十分に余裕がある状況の中で新たな処理をしなくてはいけないということで、これまでも定期点検などでも一定期間止めておられるかと思えます。止めた上でもう一度稼働させるということで、トラブルが起きないかどうかということの懸念なのかなと思ったのですけれども、こういう運転管理することについて既に何か準備をされているのか、もし御計画があれば教えていただきたい。

ちょっと前回の議事録、自分で何の話をしていたかを読み返していたのですが、コロナの影響は非常に長引いているので、JESCOさん自身の事業は着実に進めておられると思うのですけれども、掘り起こしの作業を事業者さん側が十分にできていないようなことが起こり得るのかなということも前回提言をしていたのです。

一方で、先ほど環境省からの補足の御説明の中で、コンデンサーをまだ使っているところがあるみたいなお話があって、それは着実に代替措置といいますか、それを出していただけるような事情があるのか。最近いろいろな世界情勢で、予定したものが手に入らないために動かせないというようなことが起きたりしているので、そういうコロナであったり世界情勢であったりの間接的な思わぬ影響で、予定どおりに進まないというような状況が起きていないかどうかということがちょっと気になったのです。もし関連する情報がありましたら、特にコンデンサーを使用中というのはどういう状況なのか、差し支えない範囲でお教えいただければ、確実にそれが使用停止されて出てくるという見込みがついているかどうかといった点が分かれば教えていただければと思います。

以上2点でございます。

○委員長 今度31日に環境省の委員会があるので、その質問にもなりそうなので。

○環境省 コンデンサーですけれども、使用中のものに関しましては、電気事業法の中で技術基準不適合という文言がございまして、その中で、高濃度PCBを使用していることが確実に分かっている機器に関しては、この処分期間、今年の3月31日を過ぎますと、技術基準適合命令というのが経産省、自治体からかけることができます。それをかけることによって、使用中のコンデンサーをお持ちの方に関しては、必ず指示に従って、電気回路から外さなくてはならない、使用停止しなければいけないこととなります。その命令を受けた方には、その次、PCB特措法に基づきまして処分をするということになりますので、先ほど46件、東京の事業エリア内で使用中があると申し上げましたけれども、技術適合を達成させることによって処理ができるという制度上の仕組みに

なっております。

○委員 ということは、既に不適正で使われていることを把握されているのだけれども、対処が取られていなくて、法律より強い対処を取ることができる時期に来ていると、それが取られれば確実に提出されて出てくるであろうと、そういう見通しは立っているという理解でよろしいでしょうか。

○環境省 おっしゃるとおりです。

○委員 ありがとうございます。

○JESCO 御質問ありがとうございます。

対象物がばらばら来たときに設備はどうかというお話ですが、設備は加熱とか洗浄とかそういう処理設備があります。これはトランスやコンデンサーを処理する設備ですが、先ほど言いました運転廃棄物も処理する設備になっています。これまで今年もコンデンサーが7,000台ということでフルの台数を処理しておりますが、そういったときに、設備の隙間で運転廃棄物を少しずつ処理するという使い方をしていっているのですが、廃棄物が少なくなったときにはそれが逆転して、運転廃棄物をしっかり設備を使って処理して、その中に、ばらばらという形でコンデンサー等が来ればそれを処理する。そういった形で割合が変わる感じになると思います。引き続き設備の保全のほうは安定運転ができるように、しっかり保全を計画的にやっていきたいと思っておりますので、設備の維持に不安が生じるようなことがないように維持したいと考えております。

○委員長 JESCOのほうではほかどの水平展開をやられていて、北九州などは既に廃棄段階ですから、その情報、状況、問題点などを指摘して、JESCO本社のほうで水平展開していただいて、東京事業所はそれにならうということだろうと思います。

○JESCO 既に大阪は今年計画的処理完了期限が終わるという状況の中、既に豊田事業所でも同じような状況が生じており、そういったところでは既に間接的にという状況も起きておりますので、同じような形で今、運転廃棄物の処理をしながらやっております。そういうところの経験を踏まえまして、東京事業所とも水平展開をしまして、無事に何も事故が起きない形で進めたいと考えております。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見がないようですので、議題3の「設備保全の状況」について、佐古委員、森口委員の御質問にも少し絡む話です。御説明ください。

○JESCO 資料3「設備保全の状況」について御報告させていただきます。

1番が、2022年度長期保全計画（事業終了準備期間を含む計画）、2番目としまして、2021年度設備保全実施項目と2022年度設備保全予定項目について御説明申し上げます。

長期保全計画の策定に対する考え方ということで、今年度までの保全の考え方、来年度の保全の計画の考え方、さらに事業終了準備期間における保全計画の考え方の3点でまとめましたので御報告いたします。

まずは最初に2021年までの保全の考え方です。高い操業を安定的に維持するために予防保全を主体とし、年1回の定期点検における時間基準保全及び状態基準保全を柱として、可能な限り操業中の設備の不具合による停止を回避する方針で実施してきております。お手元の資料のほうには、長期保全計画のPDCAサイクルを記載させていただきました。

次に2022年度の保全の考え方を説明させていただきます。計画的処理完了期限となります2022年度の処理計画では、先ほどの説明の中で変圧器が2台、コンデンサーにつきましては約1,500

台を予定しています。2022年度の操業は今年度の3分の1以下の量になります。ただし、設備の保全に当たりましては、今後も時間基準保全並びに状態基準保全をベースとした対応を継続し、2022年度の保全計画では定期点検整備を中心に、以下の設備に対しては従来どおりの対応をさせていただきたいと思っております。

まず1番目は、水熱分解設備、洗浄設備、加熱設備等の変圧器、コンデンサー、廃粉末活性炭及び運転廃棄物の処理に使用する主要な処理設備です。

2番目としましては換気空調設備及びユーティリティー設備などの処理の有無にかかわらず施設の維持のために必要で、かつ解体時にも使用する設備については、今後とも同じような方法で整備をしてまいりたいと思っております。

それ以外の設備については、今までの設備の維持保全の経験に基づく処理量ベースでは時間基準保全なり状態基準保全の対応から、2022年度以降の対応についても十分な機能保全が図れるものと考えております。

今度は事業終了準備期間、2023～2025年の保全の考え方です。事業終了準備期間となります2023～2025年につきましては、掘り起こし調査により新規に発見される変圧器、コンデンサー等は国の方針に従い、一定期間受け入れて処理いたします。

上記の期間における設備保全に対しましても、今までどおりの対応させていただきたいと思っております。ほとんどの処理設備につきましては、この期間の予想量に対し、処理量ベースでは十分な機能維持の継続が可能だと判断されております。したがって、年1回の定期点検整備は水熱分解設備や電気設備のほうで対象の設備となりますものについては、年1回の点検をしていきたいと思っております。

また、処理の有無にかかわらず、先ほどから申し上げております施設の維持に必要なもの、解体撤去に使用する設備である換気空調設備、ユーティリティー設備、建屋等については定期点検整備の対象といたします。

なお、処理の終了に関しましては、いずれ施設の解体撤去が行われることとなりますが、この際は一定程度の需要も想定して対応させていただいております。詳細は次に御説明申し上げます施設の解体撤去に関する実施計画書の中で具体的なものが明確にされ、それに従って上記の定期点検整備計画を変更する予定になっています。

次に2番、2021年度の設備保全実施項目と2022年度の設備保全予定項目について御説明申し上げます。内容につきましては青地のほうが2022年度の予定項目、緑色が今年度の実施項目になっております。この中では、2020年度に起きました水熱分解施設によるトラブルによる水平展開も項目の中に入れておまして、矢印が書いてあります2021年度予定項目、下の真ん中の部分ですが、これにつきましては、整備、修理のほうは終えております。

私からの説明は以上になります。

○委員長 いかがでしょうか。2022年度の設備保全計画を御説明いただきました。

これは昨年度分が入っていますが、今年度分が次年度に変わる、昨年度は終わりましたよね。1年を超えて、あまりそれはない。

○JESCO はい。

○委員長 よろしいでしょうか。

しっかりやってください。

もし御意見がなければ、今のような形にさせていただいて、4番目の議題に行きたいと思いま

す。「東京PCB事業所の解体撤去における今後の対応」について、先ほどから議論のある話ですけれども、資料の御説明を。

○JESCO 引き続きまして、報告させていただきたいと思います。

資料のほうには別紙1、東京PCB処理事業所内の不要設備の解体撤去工事の進め方、さらに別紙2では低濃度PCB処理施設（プラント設備）解体撤去工事实施のための指針がありますので、続けて説明をさせていただきたいと思います。

最初に、JESCOのPCB処理施設の解体撤去に当たりましては、全施設に共通するものとして、PCB廃棄物処理施設の解体撤去に当たっての基本方針と、さらにPCB廃棄物処理施設解体撤去実施マニュアルというものが令和3年度の第1回PCB廃棄物処理事業検討委員会で承認され、定められております。この中身につきましては、JESCOのホームページのほうに具体的な基本方針と実施マニュアルについては、こちらのほうで御参照いただきたいと思いますと考えております。

私どもの東京事業所、施設の解体撤去に関する検討項目ということで、まず、基本方針の中には、各事業所の特性に合致した解体撤去の手法・工法・手順・工程を定めることになっております。マニュアルでも各種の事項については、事業部会で検討することが求められており、こうした状況を受けて、次に御説明申し上げます今後の事業部会での施設の解体撤去の検討手順に示す各種書類の作成に当たりましては、施設の解体撤去工事の事前から事後にわたっての各文書を作成し、それを東京事業部会の指導・助言・評価等を受けて行っていききたいと思います。

この内容につきまして、環境安全委員会で適宜説明し、御意見をいただくものと考えております。

2、今後の事業部会での施設の解体撤去の検討手順になります。

1）が操業の最終段階における内容。

2）が解体撤去工事の実施前段階における内容。

3）が解体撤去工事中の段階。

4）が解体撤去工事の終了後段階という形になっております。

特に解体撤去工事中の段階で申し上げますと、工事の進捗状況の確認並びに確認視察・立会等の実施という項目があります。こちらに関しましては適宜工事の進捗状況の報告を受けての確認・指導・助言の実施並びに確認視察・立会の実施ということを考えています。こちらの環境安全委員の皆様方にも適宜現地を確認していただきたいと思いますと考えております。

さらに3）の②想定外の事態が生じた場合について指導・助言・評価・決定等の実施ということで書いています、あってはならないことですが、万が一不測の事態が生じた際の指導・助言・評価・決定等についても考えています。

これらは全て今後行われる東京事業所における解体撤去を明確にしまして、これを全て事業部会、さらに環境安全委員会で報告させていただくというような形で進めさせていただきたいと思っております。

次に、別紙1になります。東京PCB処理事業所内不要設備の解体撤去工事の進め方です。これは既に当事業所においても使わなくなりました設備についての解体撤去工事の計画手順を示しております。

内容につきましては、不要設備の解体撤去工事に関する対応の策定、不要設備の解体撤去工事に関する実施指針の策定、さらに不要設備の洗浄運転に関する実施計画書の策定、さらに不要設備の解体撤去工事に関する実施計画書の策定というものを今つくろうと考えています。それを適

宜事業部会で審議いただき、環境安全委員会についても説明をさせていただきたいと考えております。

次は、具体的なプラント設備解体撤去工事实施計画の策定方針ですが、今回の基本的な内容としまして解体撤去の実施方針、情報共有・公開実施方針、さらに労働災害防止の取組を大きな柱として計画をしてまいりたいと思います。

工事の具体的な内容、周辺環境対策、お手元の資料のほうで御説明申し上げたいと思います。今申し上げましたのは別紙1の説明になります。撤去の対象設備ということで、1番目として、どのようなものがあるかといいますと、不要設備の解体撤去の対象となりますのは安定器処理施設、これは2008年度にも処理を中止しております。もう一つがリン含有前処理施設、これについては説明を申し上げていますように、来年度に少しかかるかもしれませんが処理を完了するものになります。この2つにつきまして、今現在、計画を立てております。

4ページを御覧いただきたいと思います。これにつきましては、その他の中で安定器処理設備、さらにリン含有PCB油処理設備の処理工程の概略について御説明させていただいております。

次に別紙2、低濃度PCB処理施設（プラント設備）解体撤去工事实施のための指針について御説明を申し上げます。概要につきましては前回の45回の環境安全委員会でも報告をさせていただきましたが、この資料自体は今後予定しております高濃度PCB処理施設の解体撤去に先行して低濃度施設の解体撤去を行うに当たり、工事实施のための指針として取りまとめました。

PCBのリスクが低い低濃度施設の解体撤去で得られる経験や知見を、高濃度施設のより安全かつ円滑な解体撤去計画の策定に活用していく所存でございます。

なお今回の指針説明に当たりましては、最初に御説明申し上げました基本方針並びに解体撤去マニュアルに沿って計画を実施しています。基本方針に示されました環境保全の徹底、工事における安全衛生の確保、さらに情報共有・公開につきましても今回の低濃度施設解体にも適用したいと考えております。

さらに今回の施設が微量PCBを扱っている設備ですので、実は微量PCB絶縁油に係るガイドライン、搬出困難な微量PCB汚染廃電気機器等の設置場所における解体・切断方法というものが環境省さんのほうが示されております。それにも適合した整合を図ると考えています。これにつきましては、実施計画の中で解体撤去工事の概要、環境対策・安全対策、情報共有・公開に関する具体的な方法を記載し、東京事業部会で御意見をいただいた上で、成案とします。また、実施計画につきましても環境安全委員会にも説明するという流れで進めていきたいと考えております。

こちらが低濃度PCB処理施設の配置になります。東京事業所の建物の中に低濃度PCB処理施設が完全に区画が分かれてあります。そちらの中のプラント設備を撤去いたします。

こちらが低濃度PCB処理施設の概略になります。

こちらの設備の解体撤去工事实施計画の策定方針について述べさせていただきます。先ほど御説明申し上げました同じ流れで進めていきたいと思います。解体撤去の実施方針、周辺環境の保全の徹底、作業者の安全衛生の確保、さらに各種環境負荷物質に対する適切な対応となります。

2番目としまして、情報共有・公開の実施方針、実施計画策定に当たりましては東京都、江東区との事前協議。東京事業部会、環境安全委員会への実施計画の説明と地域の皆様への情報共有。さらに工事の進捗状況、環境モニタリング結果等については環境安全委員会への報告、さらに地域の皆様方との共有ということで、いろいろな対応を考えております。

3番目としましては労働災害防止の取組、残液の可能性を想定するなど、各種トラブル防止を

考えております。さらに工事請負者等の労働災害防止のための体制構築、JESCOの工事監理等があります。

次に、工事の具体的内容としまして、工事の範囲、工事工程、さらに周辺環境対策、作業者の安全衛生の確保、廃棄物の処理等になります。

ちょっと補足説明をさせていただきたいと思います。お手元の資料の10ページを御覧いただきたいと思います。（4）周辺環境対策ということで記載させていただきました。

1番としまして周辺環境対策、皆さんの御関心が高い建屋内、適切な排気管理、適切なモニタリングを柱として周辺環境対策を講じてまいりたいと考えております。また、タンク、槽類、機械装置などにつきましては可能な限り有姿、またはそれに近い形で搬出したいと考えております。設備内部の付着しているPCB、微量なPCBですが、排気中のPCBを外に出すことを低減するために、有姿を基本とした搬出を進めてまいりたいと考えております。

さらに②の環境モニタリング計画につきましては、議題1で御説明申し上げましたけれども、モニタリングをしております。それ以上に今回の低濃度の廃棄物の解体に当たりましては、箇所数を増やしまして実施し、それにつきましても既に情報公開、皆様への情報共有を行ってまいりたいと考えています。

今申し上げましたいろいろな対策につきましては、手順を追って今後、環境安全委員会等に御報告をして、次のステップにまいるといような方向で進めてまいりたいと考えております。

私のほうからの説明は以上となります。

○委員長 御質問・御意見等をいただければと思います。

2つあるんですね。一つは解体廃棄物の処理をやらなければいけない。その装置を運転する。これは今のやり方で大体いけるだろうと、そうではなくて、解体しているときは、処理をしているときと違う状況にあるので、やはりそこの室内環境がどのぐらいになっているかというモニタリングを特別にやるようなことを考えてやっていますか。

○JESCO はい。それを計画して、今度の実施計画の中で。

○委員長 そこは全然違うので難しい。そこら辺をちゃんと2つに分けて管理できるかということをしっかり見ていただく必要があると思う。

解体の工事をやる最後のところ、環境安全、排出抑制などは別の話になるのだけれども、ちょっと違うのですよね。モニタリングは常設して、別に運転施設をやっていて、配管を受け入れて管理している。そこについているだけなのだろうと思うので、解体のときはちょっと違うのかもしれない。そこら辺、モニタリング設備がどうなのか。最後のところが結構難しいと思うのです。この辺をしっかり工程を、どこから外して、どうやって外していくのか、そういうところも含めて事業部会で検討いただくのだろうと思っています。

○JESCO プラント全体を途中から動かすようなことがなくて、プラントは島設備、一個一個独立した設備がありますので、まず、不要設備が独立して撤去できるような島設備なのです。そういったところは撤去していきませんが、建物の換気とか、換気のモニタリングというのは維持させたまま機能させます。その中で、不要な島設備を撤去する、そういったところからスタートしていきます。

○委員長 最後にモニタリングしていた設備を撤去するときはどうするのですかというのが一番問題になってくる。

○JESCO そこはどのようなモニタリングするとか、しっかり計画して部会のほうで。

- 委員長 手順をね、具体的にやっていく、それぞれを撤去するというのはできます、全体の建物を全部壊すとなったときに、どう担保できるかという最後のところが難しい。
- JESCO 承知しました。
- 委員長 もう一つ、取り壊さないで運び出すというのも一の案だと思うのです。
- JESCO 機器類は有姿のまま出す。
- 委員長 有姿で出すときには、どう運び出すかは結構難しいですよ。それも汚染物があるから除染をしてから出すわけですよ。
- JESCO はい。
- 委員長 除染しないで出してしまうということであれば、それも一つの考え方かと思います。その場所でモニタリングができないところでやるのなら、しっかりできるところで解体したほうがいい。そこら辺の整理をしっかりしていただく必要がある。最後のところは御説明をいただく必要がある。
- JESCO 北九州が先行して解体撤去マニュアルがありますので、まず、JESCO全体がそれに従ってやるということで、当事業所もそこをしっかりと読みます。そういった先行事例とか、新たなことについては全体で考えるようにします。解体マニュアルにのっとってやりますし、低濃度については外れるのですが一応解体マニュアルに準拠して、まず低濃度プラントを経験しようと考えております。来年度、何月かというところは、まだ流動的なのですが、来年度に低濃度プラントの解体撤去を解体マニュアルに沿ってやるということで経験をまず積みたいと考えております。
- 委員長 例えばここで解体しないまま運び出すということになれば、通常やっているモニタリングだけではなくて、それを運び出すときに周辺環境のモニタリングをすとか、そういうことが必要だろうと思う。そういうところも含めて具体的にどうやるかということを出していただく必要があるだろうと思います。
- JESCO 実施計画書の中でお示しして進めるようにいたします。
- 委員長 一番重要な最後のところで問題を起こさないように、しっかり対応していくということが必要だろうと思います。
- 委員 質問させていただきたいです。一つは、今の廃棄物の処分の問題です。いかに安全に処理するか、あるいは廃棄物を再利用するなどというのはあり得るのですか。いろいろなものがありますね、そういうことは一切100%しないのか。それが一つです。
- それから、江東区との事前協議がありますけれども、これはいつ頃になるのか、時期をちょっと教えていただきたい。
- 3番目に、地域の皆さんとの共有というのがあります。情報の共有・公開の実施、この解体撤去工事実施計画の策定をしていくのでしょうかけれども、地域の皆様との情報共有というのはいつ頃を想定しているのかというのを教えてもらえますか。
- JESCO まず初めに、今回の実施計画の策定に当たりましては、来年度早々にJESCOの東京事業所で策定しまして、それに対しての案という形でお示しをしたいと考えております。その後、中身のいろいろな御質問にお答えして、対策を練って、今度はそれを一般の方々に対しての情報共有という形で進めてまいりたいと考えております。
- 委員 ということは、来年度に全部今のお話はやるということですね。
- JESCO 今のお話は低濃度ではなくて、全ての解体撤去の話でしょうか。
- 委員 そうです。

○JESCO それにつきましては、今後、まだ具体的に私どものほうでは計画の段階、今計画を立てている最中ですので、それについても具体的なものをお示しできるような段階になりましたら協議をさせていただきたいと考えております。

低濃度に関しましては指針ですので、実施計画のある程度の段階で策定しましたら、お示しをしようかなと考えております

○JESCO 第1点目に御質問いただいた廃棄物の再利用があるかどうかということ、これは施設全体の解体撤去でいいますと、例えばコンクリートはかなりの重量になります。当然PCBがしみ込んでいようなところは浄化してということなのですが、奥のほうに行くと全然PCBが検出されない部分がありますので、そうしたところは当然リサイクルということも考えていくことになりまして、事業所でもPCB処理施設もあれば、いわゆる一般的な会議室とか事務棟もありますので、こちらのほうは基本リサイクルになることを考えていくということで、PCBの付着等を踏まえながら検討していくことになると思います。

○委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

○委員 最後のところをきちんと安全にやるかというのは、中杉委員長がおっしゃっているように非常に重要なところではありますが、逆に言うと、あまり経験がない、初めてやっていくところでもあるので、総合的なマネジメントという視点がすごく重要だと思うのです。個別具体的に全体的にそれをどうやって管理していくのかという形のアプローチが必要になってくると思うのですけれども、その際に、各事業者で情報を共有するというお話なのですけれども、それが具体的にどれぐらいまですり合わせをして、どんな形でやっていくのかなというのが1点目です。

というのは、先ほど御質問があって、例えば地域の方、地元の方にいつの時点で情報を提供していくのか、どういう形で御意見を聞くのかというようなことですか、あるいは除染をしてから出すのか、逆に出してから除染するのかにしても、そういった全体的な方針というのは、全国である程度統一していかななくてはいけない。やっているところを個別に聞くというのではなくて、当初からその方針ですとか、総合的なマネジメントについて皆で話し合う機会というか、各地域を担当していらっしゃる方で話し合う機会みたいなものをお持ちなのかどうかというところを1点御質問させていただきたいと思います。

○JESCO お答えさせていただきます。今御質問いただいた点ですけれども、今日の資料の中にも工事を行うときに、工事の概要を策定して、工事に関する実施の指針はガイドラインのようなものを策定して、さらに具体的な実施計画書を策定するということで、それぞれの段階で、この情報は皆さんに公開して共有をする、かつこの環境安全委員会でも御説明させていただくということになると思います。

また、実際に計画を立てて工事の業者が決まって、工事に取りかかるというときには、その工事計画書が出てきますので、そこは住民の方への説明会も行うことになりましてしょうし、また、解体撤去の状況等は逐次ホームページ等でお知らせしていく、そんなことも考えておりますので、まだこれから具体的には検討していきますけれども、そうした形で情報共有・公開を進めていくことになるかと思えます。

○委員 それでいいのですか。つまりある程度決められて固まった段階で情報共有・公開をしていくということが横展開ということになり得るのでしょうか。むしろ早めにガイドラインや計画をつくる段階、そもそもどういう形で方針を立てていくかというのをいろいろな地域の人たち、

事業者のところで集まって、ある程度話し合っていて、全国統一の方針を立てるみたいなことをしなくてもいいのですか。

○JESCO まさにそうしたこと、お話し合いの場がこの委員会の場だと認識しておりますけれども。

○委員 東京事業所はそうなのですか。

○委員長 多分、織委員が言われているのは、こういう解体計画というのはいろいろな事業所でやるわけで、それぞれ別々にやっているように見えます。例えば今やられているものについて、北九州でこういうことをやっている、それに対して、ほかの事業所の担当者も参加して議論してはどうか、意識を共有してやっているかどうか。

○JESCO それはJESCOの中で、各事業所の解体撤去の担当者が集まる連絡会がございますので、そこでJESCOの中では共有されますし、また、JESCOの中でPCB処理事業検討委員会という各事業部会の親委員会、5事業所をカバーしております検討委員会がございますので、それは公開されていますけれども、そこでもそれぞれの事業所の解体撤去の状況も説明して、また、御意見をいただいてということになろうかと思えます。

○委員 分かりました。そういった形で、ぜひ各事業所の中で連携を強めながら同じような方針で、ある程度そういうことをやっていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○委員長 それぞれの事業所でそれぞれの対応をしなければいけないので、一番の根幹のところは事業部会の中でこういう考え方だと、先ほど御説明いただいたときに事業部会で何をされるのかという議論をどうされているのかなというのがちょっと気になったものですから、先ほどのようなことを申し上げた次第です。

多分、解体する時期があるので、みんなが一斉にこれでというわけにはいかないのですけれども、先行してやられているところを見ながら、その情報を連絡会みたいなところで議論していただくということだと思えます。

○委員 発言しようと思っていたのは、まさに今のやり取りに関係するのですけれども、先ほど資料2の長期の計画の中にも書かれているように、事業所間で若干スケジュールが違って、北九州の場合は既に解体に移っておられると理解しておりますし、ホームページを拝見しますと、附帯設備的なものの解体が一部完了していて、2022年度からプラント本体の解体にかかれるということで、かなり丁寧に情報発信しておられるように受けとめました。

そういったことは非常に大きな参考になると思えますし、一方では、その中で、いろいろ予期せぬことが出てくるのか、出てこないのか分かりませんが、経験になることは確実だと思いますので、そういったところの情報共有をもっと積極的にしていただいてもいいかなと、この東京事業所でやられることについて、北九州での経験は参考になったと思えます。一言、ちょっとその御発言がなかったのも、全くやったことがないことをやるのは大変だと思いますけれども、そういう意味では北九州が先陣を切っておられることは非常に大変だったかなと思えます。そういったところの中での情報共有を進めていただければなと思えます。

リサイクルみたいな話もあって、こういう例を出すと、かえってあれかもしれませんけれども、原子力発電所の廃炉などでも同様の問題があって、いわゆるクリアランスですね。一定以下のものはリサイクル可能ということではありますけれども、なかなかそれも思うように進まないようなところもあるやにも聞いております。

一方で、ダイオキシンの問題のあった焼却炉の解体などの実績もあるので、そういう意味ではJESCOさんといいますか、あるいは環境省の廃棄物の処理の御担当という意味では、いろいろ経験

があるかなと思いますので、そういったところも適宜参考にしながら、いろいろな困難をくぐり抜けてやってきておられると思いますので、そういった中で、持っている情報をしっかり出すことが信頼につながるとと思いますので、そういったところはぜひよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。そのほかに御質問はございますでしょうか。

○委員 解体の話は多分初めてこの委員会で出てきたと思うのですが、その割には、あまり説明が丁寧ではないなというのが一つの印象です。特に共通マニュアルというのは環境省で定められたものをベースにされているのですが、共通マニュアルの内容がほとんど出てこなくて、にもかかわらず9ページの表2のような形で運用されていて、レベル1とか2とか3が一体何なのかが分からないまま話を聞かなくてはいけない。そういう意味ではストレスがたまるのです。地元の皆さんに説明するという役割をこの委員会は果たしていると思うのですが、それにしても説明が十分ではないなと思いました。これが一つです。

あと、スケジュール感です。低濃度のプラントについては来年度を実施されるとおっしゃっていたのですが、その割にはあまりスケジュールが具体的になってなくて、いつ頃、どういう形で委員会で話をして、地元の皆さんにどういう形で説明していくのか、その辺りの説明のスケジュールも含めたものがない。委員長がおっしゃるように、かなりモードが違う話で、少し丁寧にやらないと、最後の最後で、これまで比較的うまくいっていたものがよくない形になるような気もするので、少しその辺りを含めて、もう少し丁寧な御説明をお願いしたいと思います。

○委員長 具体的ないろいろな説明、来年度から始めるということであれば、今回の委員会に来年はこんなことを計画しています、この委員会では何を議論するのですかというところがあってしかるべきだろうというのが村山委員の御意見なので、例えば来年度の第1回目、9月ぐらいになるかもしれません、地元への説明をどうするかとか、それについてもこの委員会で意見を加えますということ飛ばされる可能性がある。それはどうなっているのですかというのが今の質問だと思います。しっかりお願いいたします。

○JESCO まず、資料につきましては申し訳ございませんでした。

あと、今のお話にありましたスケジュールに関しましては、最初に述べましたとおり、最初に事業部会を予定します。その次の段階として、環境安全委員会にかけます。その後にもまた具体的に進めていくと申し上げたつもりなのですが、それが明確になっておりませんでしたので、申し訳ございませんでした。

○委員長 具体的に言えるほど煮詰まっていないと理解していいですか。

○JESCO 今現在は、実施計画書、ある程度のたたき台、手順を今回は明確に事業部会におかけして御審議を得る。その中で、いろいろな内容を精査したものをさらに環境安全委員会に出すというような流れにしておりますので、時期につきましては、事業部会が夏前後にございますけれども、それ以後の環境安全委員会で報告をさせていただきたいと考えています。

○委員長 その辺の話が、先ほど徳永委員から意見のあった、要するにいつ話をするのだということが御質問であったのですよ。そこら辺の整合をちゃんと取ってきっちり説明していただく必要があると思いますので、少なくとも今の認識でいくと、来年度の上半期は考えられないだろうと思います。次回までにそこら辺をしっかり詰めて御説明いただく必要があるだろうと思います。

○委員 ごく簡単に、今まで苦勞されて、すごく努力されたと思うのですから、最後をきちんと締めていただいて、よかったねと終わるようにぜひお願いしたいと思います。

○委員長 よろしいでしょうか。時間が終了のところ近づいてきています。

もし、特段の御意見なければ、これで議題の4は終わりにさせていただきます。

議題1から4まで、先生方からいろいろな御意見が出ました。御意見を十分認識して、対応をお願いいたします

では、議題5「その他」でございます。何かございますでしょうか。

○事務局 その他の議題について、事務局からは特にございませんが、次回、第47回環境安全委員会の日程につきましては、事業部会開催日程を立てておりますので、長いスパンで申し訳ないのですが、10月か11月の開催を予定しております。いずれにしましても、委員長と御相談の上、日程調整してまいりますので、再度御連絡いたします。

以上でございます。

○委員長 ということだそうです。

それでは、本日の議題につきましては以上でございます。

本日の環境安全委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。